

平成 3 0 年 度

学 校 監 査 報 告 書
(笛吹市立富士見小学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

富士見小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成30年4月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成30年6月21日（木） 午前10時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、富士見小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「学校が扱う公金以外の現金で公的性質を有するもの「準公金」の管理状況調べ」
- 8 「郵便切手受払状況」
- 9 「学校運営に係る懸案事項」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成30年4月30日現在における富士見小学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、富士見小学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費等の学校納付金についても、適正な管理が行われていた。

(2) 事務・事業の執行状況

富士見小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

7 指摘・要望事項

富士見 小学校	事務 事業	①随意契約での業務委託について、きちんと複数の事業所から見積を徴して業者選定を行なっているため、今後とも継続されたい。
学校教育課	事務 事業	①トイレの悪臭が酷い状況は、教育環境としてもふさわしくないと思われるため、原因究明と改善に向けた取り組みを、早急に行なうこと。
		②各学校の校舎等の老朽化については、今回の監査対象校以外にもたくさんあるが、危険度等を考慮して、児童・生徒たちが安心・安全な学校生活が送れるように、教育総務課とも協議をしながら、優先順位等をつけて順次修繕等を行なうこと。
		③通学路等の危険箇所については、今後も随時点検等を行い、危険箇所を把握する中で、児童が安全に登下校できるように危険度等を考慮して、優先順位等をつけて今後とも対応されたい。

●地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 30 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）は、今回はなかった。